

# ○萩市子ども医療費助成要綱

(目的)

**第1条** この要綱は、医療費の一部を当該子どもの保護者に対し助成することにより、子どもの保健の向上を図り、もって児童の福祉の増進に資することを目的とする。

(定義)

**第2条** この要綱において、「社会保険各法」とは、次に掲げる法律をいう。

- (1) 健康保険法（大正11年法律第70号）
- (2) 船員保険法（昭和14年法律第73号）
- (3) 私立学校教職員共済組合法（昭和28年法律第245号）
- (4) 国家公務員等共済組合法（昭和33年法律第128号）
- (5) 国民健康保険法（昭和33年法律第192号）
- (6) 地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）

2 この要綱において「子ども」とは、満6歳に達する日の翌日以後の最初の4月1日から満18歳に達する日以後最初の3月31日までの間にある者をいう。

3 この要綱において「高校生等」とは、満15歳に達する日の翌日以後の最初の4月1日から満18歳に達する日以後最初の3月31日までの間にある者をいう。

4 この要綱において「社会保険各法の規定による医療に関する給付」とは、疾病又は負傷についての社会保険各法による療養の給付又は入院時食事療養費、保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費、家族療養費、家族訪問看護療養費、特別療養費、高額療養費及び高額介護合算療養費の支給をいう。

(対象者)

**第3条** この要綱において「対象者」とは、萩市内に居住地を有する子ども又は国民健康保険法第116条若しくは第116条の2の規定により萩市が行う国民健康保険の被保険者とした子ども（国民健康保険法の同規定による対象者は山口県内に居住地を有する者に限る。ただし、同法同規定により転出先の県外市町村において助成を受けることができない場合を除く。）のうち、社会保険各法の規定による被扶養者又は被保険者である者とする。

2 対象者のうち高校生等は、当該高校生等の父母の市町村民税所得割の額（地方税法（昭和25年法律第226号）第314条の3第1項の規定による額をいう。）が136,700円を超えないもの（年齢19歳未満の扶養親族に係る扶養控除に関する規定の適用について、地方税法等の一部を改正する法律（平成22年法律第4号）による改正前の規定によって計算された市町村民税所得割の額が136,700円を超えない場合を含む。）とする。

3 同条第1項の規定にかかわらず、次の各号の一に該当する者は、対象者としなないものとする。

- (1) 生活保護法（昭和25年法律第144号）による保護を受けている世帯に属する者

- (2) 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第27条第1項第3号若しくは同条第2項の措置又は同法第33条の規定による一時保護を受けている者であつて、国又は地方公共団体の負担による医療費の支給を受けることができる者
- (3) 国民健康保険法第116条又は第116条の2の規定により他の市町村が行う国民健康保険の被保険者とされた者
- (4) 就職、婚姻等により、保護者の社会保険各法の規定による扶養から外れた者
- (5) 所得税法（昭和40年法律第33号）第2条第1項第34号に規定する扶養親族に該当しない者又は該当しないことが認められる者

（助成の範囲）

**第4条** 市長は、対象者の疾病又は負傷について、社会保険各法の規定による医療に関する給付が行われた場合において、当該医療に関する給付の額（その者が社会保険各法による療養の給付を受けたときは、当該療養の給付の額から当該療養の給付に関する社会保険各法の規定による一部負担金に相当する額を控除した額とする。）が当該医療に要する費用の額に満たないときは、その満たない額に相当する額（社会保険各法による入院時食事療養に係る療養を受ける者については、当該入院時食事療養費の給付に関するこれらの法律に規定する食事療養標準負担額を除いた額とする。）を、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額の医療費（以下「子ども医療費」という。）をこの要綱に定める手順に従い、対象者の保護者に助成するものとする。ただし、当該疾病若しくは負傷について、法令の規定により国又は地方公共団体の負担による医療に関する給付が行われるときは、この限りでない。

- (1) 入院して社会保険各法の規定による医療に関する給付を受ける場合は、当該医療に関する給付に要する費用について、社会保険各法の規定により当該保護者が負担すべき額から高額療養費の額及び1月あたり1医療機関につき2千円を控除した額。
- (2) 通院により社会保険各法の規定による医療に関する給付を受ける場合は、当該医療に関する給付に要する費用について、社会保険各法の規定により当該保護者が負担すべき額から高額療養費の額及び当該医療に関する給付（医師から交付された処方箋により薬局で受ける医療に関する給付その他市長が別に定める場合に受ける医療に関する給付を除く。）1月あたり1医療機関につき千円を控除した額。

2 前項の医療に要する費用の額は、健康保険の療養に要する費用の額の算定方法の例により算定した額とする。ただし、現に要した費用の額を超えることができない。

（受給者証の交付申請）

**第5条** この要綱により子ども医療費の助成を受けようとする者及び被保険者は、市長に対し、福祉医療費受給者証交付・更新申請書（別記第1号様式）に次に掲げる書類を添えて申請しなければならない。

- (1) 社会保険各法に基づく被保険者証、組合員証又は加入者証
- (2) 課税及び扶養の状況を記載した書類で市長が必要と認めるもの。ただし、子

ども医療費の助成を受けようとする者の同意により公簿等で確認できるときは、当該書類の提示等を要しないものとする。

(3) 被扶養者確認票（別記第4号様式、市長が必要と認める場合に限る）

(4) その他市長が必要と認めた書類

2 前項の申請に当たって、子ども医療費の助成を受けようとする者及び被保険者は、次に掲げる事項について、同意しなければならない。

(1) 市長が福祉医療費受給者証の交付及び更新要件確認のため、受給者の父母の課税状況、19歳未満の扶養親族の扶養状況を調査すること。

(2) 市長が、高額療養費算定基準額及び一部負担金割合の確認のため、被保険者の世帯の課税及び所得状況を調査すること。

(3) 保険者から高額療養費及び高額介護合算療養費並びに付加給付金の支給を受けることができる場合、申請及び受領について市長に委任すること。

(4) 高額療養費及び高額介護合算療養費並びに付加給付金その他法令等により医療費の助成を受けた場合、市長の過払い相当額を市へ返還すること。

(5) 保険者に対して医療に関する給付及び付加給付金の支給状況並びに保険資格を市長が確認すること。

(6) 萩市子ども医療費助成要綱又はこの要綱に基づく指示に違反したときは、受給者証の交付をせず、又は既に交付している受給者証の効力を停止し、若しくは助成の全部又は一部を支給しない場合があること。

(受給者証の交付等)

**第6条** 市長は、前条第1項の規定による申請書又は本条第3項の規定による申請書の提出があった場合において、その申請に係る者が対象者であると認めるときは、申請者に対し、福祉医療費受給者証（別記第2号様式、以下「受給者証」という。）を交付するものとする。

2 受給者証の有効期間は、交付の日（更新の場合にあつては、その年の8月1日）からその日以後最初に到来する7月31日までとする。ただし、満18歳に達する児童が対象となるものについては、満18歳に達する日以後最初の3月31日までとする。

3 受給者証の交付をうけている者（以下「受給者」という。）の保護者は、毎年6月15日から同月30日までの間に、市長に対し、福祉医療費受給者証交付・更新申請書（別記第1号様式）に前条第1項各号に掲げる書類を添えて受給者証の更新を申請することができる。この場合において、市長は、当該受給者が第3条に定める対象者としての要件を有し、かつ、前条第1項各号に掲げる書類の提出を要しない者として認めるときは、当該受給者の更新の申請に係る手続を省略することができる。

4 前項の申請に当たっては、前条第2項の規定を準用する。

(助成の方法)

**第7条** 受給者の保護者は、子ども医療費の助成を受けようとするときは、市長に対し、福祉医療費交付申請書（別記第3号様式）に次に掲げる書類を添えて申請しなければならない。

- (1) 社会保険各法の規定による一部負担金を支払ったことを証する資料若しくは他の法令等による給付に関し費用徴収金が課せられる場合は、措置の実施機関の発行する決定通知書又は医療機関の発行する領収書等の当該費用徴収金額が確認できる資料
  - (2) 高額療養費及び高額介護合算療養費並びに付加給付金その他これに類する給付を受けることができる場合若しくはできた場合、又はその他法令等の規定により給付を受けることができる場合若しくはできた場合は、その給付金額が記載された書類
- 2 前項の規定による申請書の提出に当たっては、受給者証を提示しなければならない。
  - 3 市長は、第1項の申請書を受理した場合において、その内容を審査の上適当と認めるときは、子ども医療費の額を決定し、受給者の保護者に支払うものとする。  
(現物給付による助成)

**第8条** 受給者が、社会保険各法に規定する保険医療機関、保険薬局若しくは指定訪問看護事業者又はその他別に定める病院、診療所、若しくは薬局（以下「保険医療機関等」という。）で医療を受けた場合においては、前条にかかわらず、市長は、当該医療費に関してその者の保護者が支払うべき金額を限度として当該保険医療機関等に対しその者の保護者に代わり、医療費を支払うことができる。

- 2 前項の規定により医療費を支払ったときは、当該医療を受けた者の保護者に対し前条の規定による子ども医療費の助成を行ったものとみなす。
- 3 市長は、第1項の規定による医療費の支払を行う場合において、保険医療機関等に支払うべき医療費の額の審査及び支払に関する事務を山口県国民健康保険団体連合会に委託する方法により行うものとする。  
(受療の手續)

**第9条** 受給者の保護者は、受給者が前条の規定により医療を受けようとするときは、当該医療を受けようとする保険医療機関等に対し、受給者の属する保険者又は組合の発行した被保険者証又は組合員証若しくは加入者証に受給者証を添えて提出しなければならない。

ただし、緊急やむを得ない事由によりこれを提出することができない者であつて、受給者であることが明らかな者については、この限りでない。

(助成の制限等)

**第10条** 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、受給者証の交付をせず、又は既に交付している受給者証の効力を停止し、若しくは助成の全部若しくは一部を支給しないことができる。

- (1) 受給者の疾病又は負傷が第三者の行為によって生じたものであつて、損害賠償を請求することができるとき。
- (2) 受給者の疾病又は負傷が受給者の保護者の故意による犯罪行為により生じたものであるとき。
- (3) 受給者の保護者が助成の決定に関する書類で市長が必要と認めるものを提出

しないとき。

(4) その他この要綱又はこの要綱に基づく指示に違反したとき。

(調査)

**第11条** 市長は、必要があると認めるときは、この要綱による子ども医療費の助成を受けようとする者及び受給者に対し、対象者の父母の収入、資産、家族の状況等に関し報告を求め、又は関係職員をして調査させるものとする。

(変更事項等の届出)

**第12条** 受給者の保護者は、受給者及び保護者が次の各号の一に該当するときは、速やかにその旨を市長に届け出なければならない。

- (1) 住所又は氏名を変更したとき。
- (2) 加入している医療保険に変更があったとき。
- (3) 助成の対象となる医療の事由が第三者の行為によるとき。
- (4) 受給者証を紛失したとき。
- (5) 市外へ転出するとき。
- (6) 医療費の助成がある施設へ入所するとき。
- (7) 生活保護を受けるようになったとき。
- (8) 他の法令等により医療費の助成を受けられるとき若しくは受けたとき。
- (9) 高額療養費及び高額合算療養費並びに付加給付金等を受けたとき。
- (10) 婚姻又は離婚したとき。
- (11) 税の申告等により所得の増額や控除の減額があったとき。

(受給者証の再交付)

**第13条** 受給者の保護者は、受給者証を破損し、又は紛失したときは、市長に申請してその再交付を受けることができる。

2 受給者証を破損した場合における前項の再交付申請には、その受給者証を添えなければならない。

3 受給者の保護者は、受給者証の再交付を受けた後、紛失した受給者証を発見した時は、直ちに、これを市長に返還しなければならない。

(受給者証の返還)

**第14条** 受給者の保護者又はその家族は、第6条第3項若しくは第4項の規定による受給者証の更新の申請をしないとき又は受給者が死亡したとき若しくは受給者としての要件を欠くに至ったときは、当該受給者証を市長に返還しなければならない。

(子ども医療費の返還)

**第15条** 市長は、偽りその他不正な行為により子ども医療費の助成を受けた者があるときは、その者から、既に助成した子ども医療費の全部又は一部を返還させるものとする。

2 市長は、受給者又は受給者の保護者が受給者の疾病又は負傷に関し損害賠償を受けることができるとき、若しくは受けたときは、その金額の限度において、子ども医療費の全部又は一部を助成せず、又は既に助成した子ども医療費の額に相当する額を返

還させるものとする。

- 3 受給者の保護者及び被保険者は、受給者に係る医療費について、高額療養費及び高額介護合算療養費並びに付加給付金その他法令等により医療費の助成を受けたときは、その金額の限度において、その金額に相当する子ども医療費を返還しなければならない。
- 4 市長は、第4条の規定による助成すべき額を超えて助成したときは、受給者の保護者及び被保険者からその過払い相当額を市へ返還させるものとする。ただし、市長が被保険者から過払い相当額を代理受領できた場合は、この限りでない。

(電子申請)

**第16条** 前条までの規定にかかわらず、第13条に規定する申請は、電子情報処理組織〔萩市の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下同じ。）と申請する者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。〕を使用して行うことができる。

- 2 前項の規定により行われた申請は、前条までに規定する様式により行われたものとみなして、当該申請に関する前条までの規定を適用する。
- 3 第1項の規定により行われた申請は、同項の萩市の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に萩市に到達したものとみなす。
- 4 第1項の場合において、萩市は、当該申請に関する他の規定により署名等を行うこととしているものについては、当該規定にかかわらず、氏名又は名称を明らかにする措置であって萩市で定めるものをもって当該署名等に代えさせることができる。

(その他)

**第17条** この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行について必要な事項は、市長が別に定める。

## 附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成27年8月1日から施行する。

(施行期日)

- 2 この要綱は、平成30年8月1日から施行する。

別記第1号様式（萩市乳幼児医療費助成要綱第4条、第5条関係）  
 （萩市子ども医療費助成要綱第5条、第6条関係）


福祉医療費受給者証交付・更新申請書  
 （乳幼児・子ども用）

受給者		※住所			
		氏名			
		個人番号			
		生年月日 平成 年 月 日			
加入医療保険	被保険者氏名・住所	氏名		受給者との続柄	
		※住所			
	保険種別	種別	国・退・協・組・共・国組・船・日 その他（ ）	付加給付の有無	
		記号番号	記号	番号	
	発行機関名・所在地	発行機関名			
所在地					
	氏名		備考(市外在住の場合は個人番号の後に住所を記入すること)		
父			個人番号		
母			個人番号		
<p>上記のとおり福祉医療費受給者証の交付・更新を申請します。                  なお、福祉医療受給者証交付決定について、受給者の父母の課税状況を調査することを承諾します。また高額療養費及び付加給付金が出た場合、その受領について市長に委任します。</p> <p>平成 年 月 日</p> <p>萩市長 あて</p> <p style="text-align: center;">申請者 住 所 萩市</p> <p style="text-align: right;">氏 名 (印) (電話 )</p>					

- ◎ この申請書には、被保険者証（組合員証）を添付してください。
- ◎ ※の欄については申請者と同じ住所の場合、記入の必要はありません。

別記第2号様式（第6条関係）

（表）

<table border="1"> <tr> <td style="text-align: center;">福</td> <td style="text-align: center;">福祉医療費受給者証</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">子ども用</td> </tr> </table>		福	福祉医療費受給者証	子ども用				
福	福祉医療費受給者証							
子ども用								
特記事項								
記号	番号							
受給者	居住地	山口県萩市						
	氏名							男・女
	生年月日	年		月		日		
有効期間		年		月		日から		
		年		月		日まで		
一部負担金の上限額	通院						入院	
発行機関名及び印	山口県 萩市長							
福祉医療費負担者番号	8	1	3	5	0	6	0	5
交付年月日	年		月		日			

（備考）日本工業規格B列7番（クリーム色）



(裏)

注 意 事 項

- 1 この証は、保険医療機関等に保険の自己負担分の全部又は一部を支払わないで受診することができる証ですから大切に保持してください（ただし、入院時の食事・生活療養に係る負担額は本人負担となります。）。
- 2 一部負担金の上限額とは、1か月毎に保険医療機関等が医療費の請求を行う診療報酬明細書毎の医療保険の自己負担分（入院時の食事療養費及び生活療養費に係る自己負担分は除く）に対して、受給者が支払わなければならない限度額をいいます。ただし、院外処方箋の交付により、保険薬局で薬剤の処方を受ける場合は、一部負担金の支払いは必要ありません。
- 3 次の場合には、速やかに市長に届け出てください。
  - (1) 氏名、住所、加入医療保険に変更があるとき
  - (2) 医療の原因が交通事故等第三者の加害によるものであるとき
  - (3) 受給者証を紛失したとき
  - (4) 医療費の助成がある施設へ入所したとき
  - (5) 生活保護を受けるようになったとき
  - (6) 他の法令等により医療費の助成を受けられるとき若しくは受けたとき
  - (7) 高額療養費、高額介護合算療養費、付加給付金等を受けたとき
  - (8) 婚姻したとき
  - (9) 税の申告等により所得の増額や控除の減額があったとき
- 4 受給者の資格がなくなったとき又はこの受給者証の有効期間が満了したときは、速やかに市長にこの受給者証を返納してください。

◎この受給者証は、病院・診療所等において、医療保険の自己負担分の全部又は一部を支払わないで受診できるものですから、大切に保管してください（ただし、入院時の食費は自己負担があります。）。

◎この受給者証は、県外では原則として使用できません。

◎偽り又は不正な行為によりこの受給者証を使用したり、市に対する申告や報告が正しくなかったり、また、市長の指示に正当な理由が無く応じなかったときは、医療費の助成が受けられなかったり、既に助成した医療費を返還していただくことがあります。

別記第3号様式（萩市乳幼児医療費助成要綱第6条関係）  
（萩市子ども医療費助成要綱第7条関係）

## 福祉医療費交付申請書

平成 年 月 日

萩市長 あて

申請者 住 所

氏 名 ⑩  
(電話: )

対象者氏名

受給者証  
記号番号

福祉医療費の助成を受けたいので、別紙のとおり証明書類を添付して申請します。

振 込 先 ※ <input type="checkbox"/> 前回振込先と同一	
金融機関名	
支店名	
預金種別	
口座番号	
フリガナ	
口座名義	

## 被扶養者確認票（乳幼児・子ども医療受給申請用）

個人住民税の扶養控除については、平成22年度税制改正により、年中の収入分の税計算において『16歳未満の年少扶養控除額33万円』及び『16歳以上19歳未満に対する扶養控除の上乗せ額12万円』が廃止されたため、市町村民税所得割額が増額となり、福祉医療の所得要件の判定に影響が生じます。この影響が生じないようにするため、扶養控除廃止前の旧税額を計算して所得要件を判定します。

については、旧税額を算定するために、扶養親族の確認が必要となりますので、下記の事項について必ずご記入ください。

※ 年12月31日の時点において、「生計を一にする」0歳から19歳未満の扶養親族について  
（年末調整又は確定申告時に申告された扶養親族の状況です）  
記入上の注意をよくお読みいただき、下欄にご記入ください。

## 記入上の注意

- 扶養者が父母以外（祖父母など）の場合、「その他」欄にその扶養者の氏名を記入してください。
- 一人のお子さんについて、複数の扶養者（父母等）が同時に扶養することはできません。

## ① 年1月2日～ 年12月31日生まれの扶養親族（0歳～15歳）

氏名	生年月日	続柄	扶養者（いずれかに○または記入）		
			父	母	その他
	年 月 日				
	年 月 日				
	年 月 日				
	年 月 日				
	年 月 日				
※職員記入欄（年少）			人	人	人

## ② 年1月2日～ 年1月1日生まれの扶養親族（16歳～18歳）

氏名	生年月日	続柄	扶養者（いずれかに○または記入）		
			父	母	その他
	年 月 日				
	年 月 日				
※職員記入欄（特定）			人	人	人

## 上記（16歳～18歳）の扶養親族のうち、現在同居していない扶養親族

氏名	現住所

## 同意事項等

- 記載内容の確認のため、扶養の状況を市町村民税課税台帳により確認させていただきます。
- 上記1により確認ができない場合は、それらが確認できる書類で市長が必要と認めるものを提出していただきます。
- 上記1、2により確認ができない場合は、旧住所地の市町村に照会させていただく場合があります。
- 記載された扶養の状況をもとに医療費助成を決定した後に扶養の事実がないことが判明した場合、助成の決定を取消すとともに助成額の返還をしていただくこととなります。

旧住所

（ .1.1 時点での住所）

申請書の住所と同じ場合は不要

申請者氏名

（対象者の保護者等）

印

